

4月1日から

「介護予防・日常生活支援総合事業」 が始まります

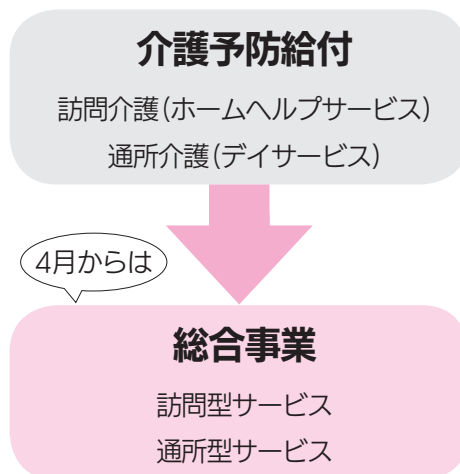
要支援1、2の訪問介護と通所介護が新しい仕組みに変わります

●問い合わせ先 高齢者支援課

1 介護予防・日常生活支援総合事業とは

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）には、「介護予防・生活支援サービス」「一般介護予防事業」の二つがあります。

「介護予防・生活支援サービス」には、これまで要支援1、2の認定者が利用していた「訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「通所介護（デイサービス）」が組み入れられ、その他市町村ごとの地域の事情に合った独自の事業が利用できるようになります。



2 利用できる人

◆要支援1・2の認定を受けた人

◆基本チェックリストで生活機能の低下がみられた65歳以上の
人(事業対象者)

※上記以外の65歳以上の人は一般介護予防事業のみ利用できます。

※基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるための25の質問項目です。



3 利用できるサービス

要支援1・2の人

基本チェックリストで生活機能の低下
がみられた65歳以上の人(事業対象者)



介護予防・生活支援サービス

- (1) 訪問型サービス
 - ① 訪問サービス ② 暮らしの応援隊
- (2) 通所型サービス
 - ① 通所サービス ② ちくしの貯筋教室
 - ③ 足腰元気になろう塾

全ての65歳以上の人



一般介護予防事業

- (1) カミリーヤでの事業
- (2) 各コミュニティセンターでの事業
- (3) 各公民館での事業

●要支援1・2の人がこれまで利用していた「訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「通所介護（デイサービス）」は、総合事業で利用できるようになります。

●訪問看護、福祉用具、通所リハビリ（デイケア）、ショートステイなどは、これまでどおり介護予防サービスとして利用できます。

4 訪問型サービスの内容

①訪問型サービス

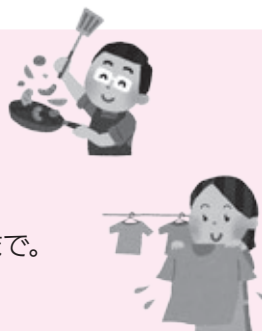
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 薬の受け取りなど
- 入浴の介助（見守り）
- 外出の見守り など

従来の介護予防サービスと同様の内容です。提供時間は担当ケアマネジャーと一緒に状況に応じた時間数を決定します。

②暮らしの応援隊

- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修

提供時間は、週1回60分まで。



※本人以外のためにすることや日常生活上の家事の範囲を超えることは対象になりません。①、②のサービスを同時に利用することはできません。②については、平成29年度は試行的に実施し、現行の筑紫野市高齢者家事援助ヘルパー派遣事業利用者からの移行を予定しているため①をご利用ください。

5 通所型サービスの内容

①通所サービス

生活機能向上のための体操やレクリエーション、入浴、食事など。従来の介護予防サービスと同様の内容です。

②ちくしの貯筋教室

運動機器を使った個別のリハビリテーション週1回で全12回（約3カ月間）



③足腰元気になろう塾

運動機器を使った個別のリハビリテーション、集団で行う筋力体操など。

要支援2の人は対象外。
週1回で全12回（約3カ月間）

※①、②、③全て送迎があります。②、③は終了後1年間は再び受けることはできません。

①、②、③のサービスを、2つ以上同時に利用することはできません。

6 総合事業の利用のながれ



相談する
地域包括支援センターや
市高齢者支援課窓口

要介護認定・要支援認定を申請する

要介護 1～5

介護給付
サービス
を利用

要支援 1・2

予防給付
サービス
を利用

非該当

基本チェックリスト (65 歳以上)

生活機能の低下が
見られる

自立した生活が
送れる

総合事業

介護予防・生活支援サービスを利用
(利用にはケアプランの作成が必要です)

一般介護予防事業を利用
(全ての 65 歳以上の人が利用できます)

- 総合事業の開始により、要介護1～5の人のサービスが変わることはありません。
- 要介護・要支援認定が非該当となった後でも、状態が悪化した場合にはいつでも要介護・要支援認定の申請ができます。
- ケアプランの作成は地域包括支援センター職員やケアマネジャーが行います。